

平成 19 年度決算に基づくうるま市の財政健全化判断比率等について

財政健全化法とは・・・

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下：健全化法という。)が成立・公布されました。

この法律で地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための 4 つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが義務付けられました。

健全化法全体の施行は平成 21 年 4 月ですが、健全化判断比率等の公表に関する規定は、平成 20 年 4 月から施行されたため、本市も平成 19 年度決算から健全化判断比率等を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民の皆さまに対して公表を行うことになりました。

地方公共団体は健全化判断比率により、「健全段階」、「財政の早期健全化段階」(1)、「財政の再生段階」(2) の 3 段階に区分されます。

そして、健全化判断比率の 4 指標のうち 1 つでも基準を超えた場合は、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全を図っていくことになります。

(1) 財政の早期健全化段階・・・

自主的な改善努力による財政健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」なります。

早期健全化団体は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

(2) 財政の再生段階・・・

国等の関与による確実な再生

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となります。

財政再生団体は、議会の議決を経て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

なお財政再生計画で総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業などを除き、地方債の発行を制限されます。

また、財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等

平成 19 年度決算に基づいて、健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化判断基準を下回り「健全段階」です。

	うるま市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(黒字)	12.34	20.00
連結実質赤字比率	(黒字)	17.34	40.00
実質公債費比率	12.1	25.0	35.0
将来負担比率	161.0	350.0	

実質赤字比率とは・・・

一般会計等(本市の場合、一般会計のみ)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(3)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。本市の平成 19 年度一般会計等の決算実質収支(4)は黒字のため、実質赤字比率は発生していません。

(3) 標準財政規模・・・

人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模であり、平成 19 年度における本市の標準財政規模は、およそ 217 億円です。

(4) 実質収支・・・

その年度の決算の歳入より歳出を差し引いた額から、繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質的な収入と支出の差額です。

連結実質赤字比率とは・・・

国民健康保険事業等の公営事業特別会計と、水道事業や下水道事業等の公営企業特別会計を含めた、市の全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、実質赤字が生じた場合、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の平成 19 年度決算の実質収支額及び資金不足(剰余)額を合計した結果は黒字のため、連結実質赤字比率は発生しませんでした。

実質公債費比率とは・・・

一般会計等が負担する元利償還金(市が借り入れた借入金の返済に充てる資金)などの標準財政規模に対する比率であり、この指標が 18% を超えると、起債をする際に都道府県知事の許可が必要となり、25% を超えると一部起債が制限されます。

平成 19 年度の本市の実質公債費比率は、12.1% です。

将来負担比率とは・・・

地方債や職員の退職金等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政への負担になる可能性を示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来的にこれらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が硬直化する等の問題が生じる可能性が高くなります。

平成19年度の本市の将来負担比率は161.0%です。

各公営企業の資金不足比率とは・・・

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化判断基準(20%)以上となった場合、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成19年度決算において、下表のとおり資金不足比率が生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

(単位：千円)

会 計 名	事業規模	資金不足	資金不足比率 /
水道事業会計	2,749,469		
公共下水道事業特別会計	460,655		
農業集落排水事業特別会計	762		

平成19年度決算に基づく本市の健全化判断比率等の算定結果は、いずれの指標においても早期健全化基準を下回る「健全段階」でした。

今後とも、この健全化判断比率等や他の財政指標の推移に注視し、的確な財政運営に努めてまいります。